

京都市告示第 3 9 7号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を廃止しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 1 1 月 8 日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	住吉水 0 0 4 4 号	伏見区治部町56番地の3地先 伏見区治部町58番地の1地先
2	住吉水 0 0 4 5 号	伏見区治部町18番地先 伏見区治部町6番地先
3	下鳥羽水 0 0 0 1 号	伏見区横大路三栖山城屋敷町5番地の1地先 伏見区横大路三栖山城屋敷町17番地地先
4	横大路水 0 0 0 7 号	伏見区横大路三栖山城屋敷町5番地の1地先 伏見区横大路三栖山城屋敷町17番地地先
5	板橋水 0 0 2 7 号	伏見区治部町56番地の1地先 伏見区治部町11番地の2地先
6	板橋水 0 0 2 8 号	伏見区治部町56番地の1地先 伏見区治部町11番地の2地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)